

避難情報の発令判断・伝達マニュアル (洪水編)

令和 8 年 3 月

石 狩 市

【 目 次 】

1	避難情報の発令対象とする洪水等	P 2
2	避難情報の発令対象区域	P 3
3	避難情報の発令を判断するための情報	P 4
4	河川の水位と発表される洪水予報等	P 5
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な住民に求める行動	P 8
6	避難情報の発令基準	P 9
7	避難情報の解除基準	P 18
8	協力・助言を求めることのできる機関	P 18
9	避難情報の伝達方法	P 19
10	避難情報の伝達文	P 20
◎巻末資料◎		
I	避難情報判断フロー図	P 23
II	主要水位・雨量観測所一覧	P 24

1 避難情報の発令対象とする洪水等

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸浸食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
*具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
*住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。
- ③ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件＞

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸浸食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下街、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難情報の発令対象区域

水害で避難情報発令の対象となる区域は、「石狩市地区防災ガイド」や「各河川の洪水浸水想定区域図」を基本とするが、発令時の河川状況、堤防の決壊、氾濫のおそれがある地点等の諸条件を考慮する。

そのうち、命を脅かすおそれが高く、安全な地域への移動を伴う立退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

（１）比較的大きな河川（洪水予報河川、水位周知河川）

- 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊した場合を想定し、堤防に沿った一定の幅の区域等に立地する氾濫水により倒壊のおそれのある家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
- 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして、長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難する）

（２）山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流により家屋の流失をもたらす可能性のある河川

- 川沿いの家屋

（３）河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物

- 建物の地下部分
- 下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含む。

（４）洪水予報河川及び水位周知河川となっていない小河川や下水道

- 氾濫による浸水域の最大水深が床下相当以下と想定される場合は、基本的に立退き避難は必要ないが、最大浸水深が概ね0.5m以上となる平屋家屋等の場合、その他地形等により個別に判断する。

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	https://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》 https://www.jma.go.jp/jma/
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼び掛ける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2.	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について、「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの。	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》 《川の防災情報》 https://www.river.go.jp/ 《市町村向け川の防災情報》 https://city.river.go.jp/title_city.html 《緊急速報メール》 （国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
水位到達情報（河川）	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される	《川の防災情報》 《市町村向け川の防災情報》
国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	国管理河川の危険度分布（洪水リスクライン） 《一般向け》 https://frrl.river.go.jp/ 《市町村向け》 https://frrlg.river.go.jp/
流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	《気象庁ホームページ》
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。 1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他の河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布図。 河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布および15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	《気象庁ホームページ》

府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所から適時発表される	《気象庁ホームページ》
--------	-----	---	-------------

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【洪水予報河川の場合】

水位危険度レベル	水位	指定河川洪水予報
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)		
レベル3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル1	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
	水防団待機水位	

※同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主に記載しているため、どこの観測所が当該市町村・区域に該当するか確認する必要がある。

○情報の名称等

■水位

①氾濫注意水位（レベル2水位）

水防団の出動の目安、水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位をいう。

②避難判断水位（レベル3水位）

警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位

③氾濫危険水位（レベル4水位）

警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■洪水予報の発表

①氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）

・氾濫が発生又は継続しているとき

②氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]）

・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

・氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき

③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]）

- ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
- ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
- ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）

④ 氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）

- ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
- ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)		
レベル3 (警戒)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
レベル1	氾濫注意水位	〇〇川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
	水防団待機水位	

※それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル2水位）、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

①氾濫注意水位（レベル2水位）

水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位

②避難判断水位（レベル3水位）

警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位

③氾濫危険水位（レベル4水位）

警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

■水位到達情報の発表

①氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）

・氾濫が発生したとき

②氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報 [洪水]）

・氾濫危険水位に到達したとき

③氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報 [洪水]）

・避難判断水位に到達したとき

④氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報 [洪水]）

・氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p style="text-align: center;">【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係ある公私の団体に対し、予想される災害に事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p style="text-align: center;">【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p style="text-align: center;">【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下、「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

各河川の水位観測所及び浸水想定図は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(1) 洪水予報河川：石狩川 水位観測所：篠路

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高年齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ①指定河川洪水予報により、石狩川の篠路水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.60mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ②指定河川洪水予報により、石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）4.90mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3高年齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<p>本町地区 本町第1町内会 本町第3町内会 柏東西団地町内会 むつみ町内会 石狩ハマナス町内会 ヤウスバ町内会 志美町内会</p> <p>花畔・花川東・緑苑台地区 花畔中央町内会 つくし町内会 はまなす町内会 緑苑台東地区町内会</p>
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ①指定河川洪水予報により、石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.90mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ②石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.90mに到達していないものの、石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である5.31mに到達するすることが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背地盤高）に到達することが予想される場合） ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準例①～④に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>	<p>生振地区 生振第1町内会 生振第2町内会 生振第3町内会 生振第4町内会 生振第5町内会 生振第6町内会 生振第7町内会 生振第8町内会</p> <p>右岸地区 北生振町内会 美登位町内会 高岡町内会 八幡町内会 緑ヶ原町内会</p> <p>花川北地区 紅南町内会</p> <p>花川南地区 花川南第2町内会 花川南第5町内会 ニューあかしや町内会 花川南睦美町内会 花川南栄町内会</p>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①石狩川の篠路水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である5.31mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ②国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) ⑤堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合 	<p>厚田区聚富地区 中央自治会 虹が原町内会</p>

(2) 洪水予報河川：新川 水位観測所：天狗橋

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高齢者等避難 【警戒レベル3】		①指定河川洪水予報により、新川の天狗橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 6.27m に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ②指定河川洪水予報により、新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位） 7.32m に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ③新川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ④堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	花川北地区 ひとみ町内会 紅葉山町内会 にれのき町内会 ライラック町内会 花川中央町内会 北白樺町内会 あさひ町内会 若葉町内会 すずかけ町内会 紅南町内会 花川東・緑苑台地区 つくし町内会 はまなす町内会（花川東） 緑苑台東町内会
避難指示 【警戒レベル4】		①指定河川洪水予報により、新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 7.32m に到達した、 ②新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 7.32m に到達していないものの、新川の天狗橋水位観測所の水位が堤防天端高である 8.51m に到達することが予想される場合。 ③新川の天狗橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（又は避難判断水位）を越えた状態で、新川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 ④堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例①～③に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。	花川南地区 花川南第1町内会 花川南第2町内会 花川南町内会 グリーンコート花川団地会 花川南第3町内会 花川南第5町内会 花川南第6町内会 樽川町内会 樽川南第1町内会 ニューあかしや町内会 花川南睦美町内会 花川南栄町内会 パイロット町内会 道住樽川北団地町内会 明乳パストラルシティ町内会
緊急安全確保 【警戒レベル5】		(災害が切迫) ①新川の天狗橋水位観測所の水位が、堤防天端高である 8.51m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ②堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) ④堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合	

(3) 洪水予報河川：当別川 水位観測所：当別川下

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高齢者等避難 【警戒レベル3】		①指定河川洪水予報により、当別川の当別川下水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 7.20m に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ②指定河川洪水予報により、当別川の当別川下水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位） 7.40m に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	右岸地区 北生振町内会 美登位町内会
避難指示 【警戒レベル4】		①指定河川洪水予報により、当別川の当別川下水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 7.40m に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ②石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 7.40m に到達していないものの、石狩川の篠路水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である 9.21m に到達するすることが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背地盤高）に到達することが予想される場合） ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例①～④に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。	
緊急安全確保 【警戒レベル5】		(災害が切迫) ①当別川の当別川下水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である 9.21m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ②国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) ⑤堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合	

(4) 水位周知河川：当別川 水位観測所：樺戸

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
高齢者等避難 【警戒レベル3】	日中 ①当別川の樺戸水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 13.66m に到達した場合 ②当別川の当別樺戸水位観測所の水位が一定の水位（ 12.07m ）を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 i 樺戸地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ii 当別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（ 34.3 ）に到達する場合） iii 樺戸地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）		右岸地区 北生振町内会 美登位町内会
避難指示 【警戒レベル4】		①当別川の樺戸水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である 14.58m に到達した場合 ②当別川の樺戸水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（又は避難判断水位）を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 i 樺戸地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ii 当別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（ 34.3 ）を大きく超過する場合） iii 樺戸地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・又は通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例①～③に該当する場合は、躊躇なくレベル4 避難指示を発令する。 ※発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。	
緊急安全確保 【警戒レベル5】		(災害が切迫) ①当別川の樺戸水位観測所の水位が、堤防天端高である 15.84m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ②当別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ③堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ④桶門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) ⑤堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団等からの報告により把握できた場合)	

(5) その他河川等

河川名	基 準	対象地区
幌川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 幌川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 幌川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、幌橋に設置されている量水標が<u>2.50m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 幌川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>浜益区 幌自治会</p>
群別川	<p>※量水標の設置なし</p> <p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 群別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 群別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 群別川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>浜益区 群別自治会</p>
浜益川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜益水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である<u>4.44m</u>に達し、浜益川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜益水位観測所の水位が<u>5.84m</u>に達し、浜益川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で引き続き水位上昇のおそれがある場合。 	<p>浜益区 川下自治会 柏木自治会 実田自治会 御料地自治会</p>

	<p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜益川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	
濃昼川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃昼川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃昼川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、濃昼橋に設置されている量水標が<u>2.30m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃昼川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>浜益区 濃昼自治会 厚田区 濃昼町内会</p>
厚田川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道橋下に設置されている量水標が<u>2.50m</u>に達する、もしくは厚田川水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である<u>5.94m</u>に達し、厚田川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがある場合 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道橋下の量水標が<u>3.00m</u>に達する、もしくは厚田川水位観測所の水位が<u>6.82m</u>に達し、厚田川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚田川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>厚田区 浜町町内会 潮見町内会 港元町町内会 本町町内会 栄町町内会 神明町町内会 仲良町町内会 柳川町町内会 別狩南町内会 別狩中央町内会 下発足町内会 別狩東町内会 発足自治会</p>

<p>望来川</p>	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 望来川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 望来川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、望来河口橋に設置されている量水標が<u>1.40m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 望来川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>厚田区</p> <p>桂沢自治会 望来中央町内会 望来本沢西町内会 望来第一町内会 望来新興町内会 越後沢町内会</p>
<p>正利冠川</p>	<p>※量水標の設置なし</p> <p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 正利冠川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 正利冠川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 正利冠川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	<p>厚田区</p> <p>越後沢町内会 望来新興町内会 望来更生町内会 正利冠中央自治会 正利冠南自治会</p>
<p>知津狩川</p>	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 知津狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 知津狩川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、知津狩新橋に設置されている量水標が<u>2.80m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 知津狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害 	<p>厚田区</p> <p>白浜自治会 中央自治会 聚富本通自治会 聚富団体新生自治会 虹が原町内会</p> <p>旧石狩市域</p> <p>五の沢町内会 高岡町内会 緑ヶ原町内会 八幡町内会 本町第3町内会</p>

	切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）	
旧知津 狩川	<p>①【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧知津狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）で引き続き水位上昇のおそれがあり、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた情報をもとに判断する。 <p>②【警戒レベル4】避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧知津狩川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）で、旧知津狩橋に設置されている量水標が<u>1.40m</u>に達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合。 <p>③【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧知津狩川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 	厚田区 白浜自治会 中央自治会
その他	量水標が設置されていない小河川および下水道等については、現地の状況を注視し、適宜、避難情報を発令する。	

※各河川共通事項

【警戒レベル3】

- ・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
- ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

【警戒レベル4】

- ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合
- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令）

【警戒レベル5】

（災害が切迫）

- ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

（災害発生を確認）

- ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※小河川における避難周知の範囲は別添を参考とする。

7 避難情報の解除基準

(1) 洪水予報河川・水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんど無い場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

(2) その他河川等

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については、降雨がほとんど予想されない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 【電話番号 011-611-6149】	・気象の警報等に関する事項。
札幌開発建設部 札幌河川事務所 計画課 【電話番号 011-581-3207】	・国管理河川施設に関する事項。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事項。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事項。
空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課 【電話番号 011-561-0411】	・道管理河川施設に関する事項。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事項。
石狩振興局 地域創生部 危機対策室 【電話番号 011-204-5818】	・災害情報及び被害情報に関する事項。 ・避難対策に関する事項。

9 避難情報の伝達方法

避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
危機管理課	北海道防災情報システムへの入力 (Lアラート経由でマスメディアへ情報提供)	T V放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
		Yahoo!等	P Cユーザー等
	石狩市メール配信サービス		事前登録者
	石狩市公式X		フォロワー等
	石狩市公式LINE		石狩市公式LINE登録者
	電話又はF A X		町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者
	電話又はF A X		石狩振興局地域創生部危機対策室 電話. 011-204-5818 北海道開発局札幌開発建設部 電話. 011-581-3207 札幌管区气象台 電話. 011-611-6149 北海道札幌方面北警察署 電話. 011-727-0110 石狩消防署（警防課） 電話. 74-7113
	防災行政無線	無線放送（同報系）	住民等
緊急速報メール			
	広報車による広報		
厚田・浜益支所	電話又はF A X	町内会・自治会、自主防災組織、避難支援関係者	
厚田支所	防災行政無線（同報系・戸別受信機）	住民等	
浜益支所	防災行政無線（同報系）	住民等	
秘書広報課	ホームページへの掲載	P Cユーザー等	
保健福祉部	電話又はF A X	避難行動要支援者、避難の必要な区域内にある要配慮者利用施設	
教育委員会	電話又はF A X	学校等	
石狩北部地区 消防事務組合	消防車による広報	住民等	
	電子メール	消防団	

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、（または警戒レベル3、警戒レベル3）
- こちらは防災石狩市です。
- ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、○○地区※2）にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、（または警戒レベル4、警戒レベル4）
- こちらは、防災石狩市です。
- ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、○○地区※2）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確認してください。※3

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（河川氾濫が切迫している場合）

- 緊急放送、緊急放送（または警戒レベル5、警戒レベル5）
- こちらは、防災石狩市です。
- ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した場合）

- 緊急放送、緊急放送（または氾濫発生、氾濫発生）
- こちらは防災石狩市です。
- ○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 浸水想定区域<旧市町村界単位、浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度の場合

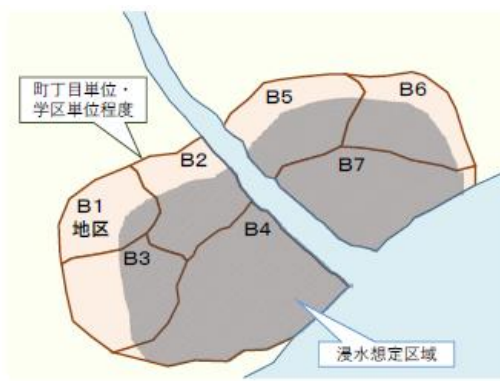
(洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。)

《浸水想定区域<旧市町村界単位》



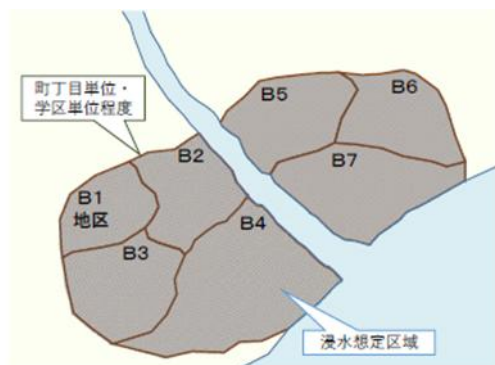
(発令対象：「A地区の浸水想定区域」)

《浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度》



(発令対象：「B1～B7地区の浸水想定区域」)

※2 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度の場合



(発令対象：「浸水が想定されるB1～B7地区」)

※3 警戒レベル5 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで発令しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5 緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

石狩市：【警戒レベル4】避難指示

〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

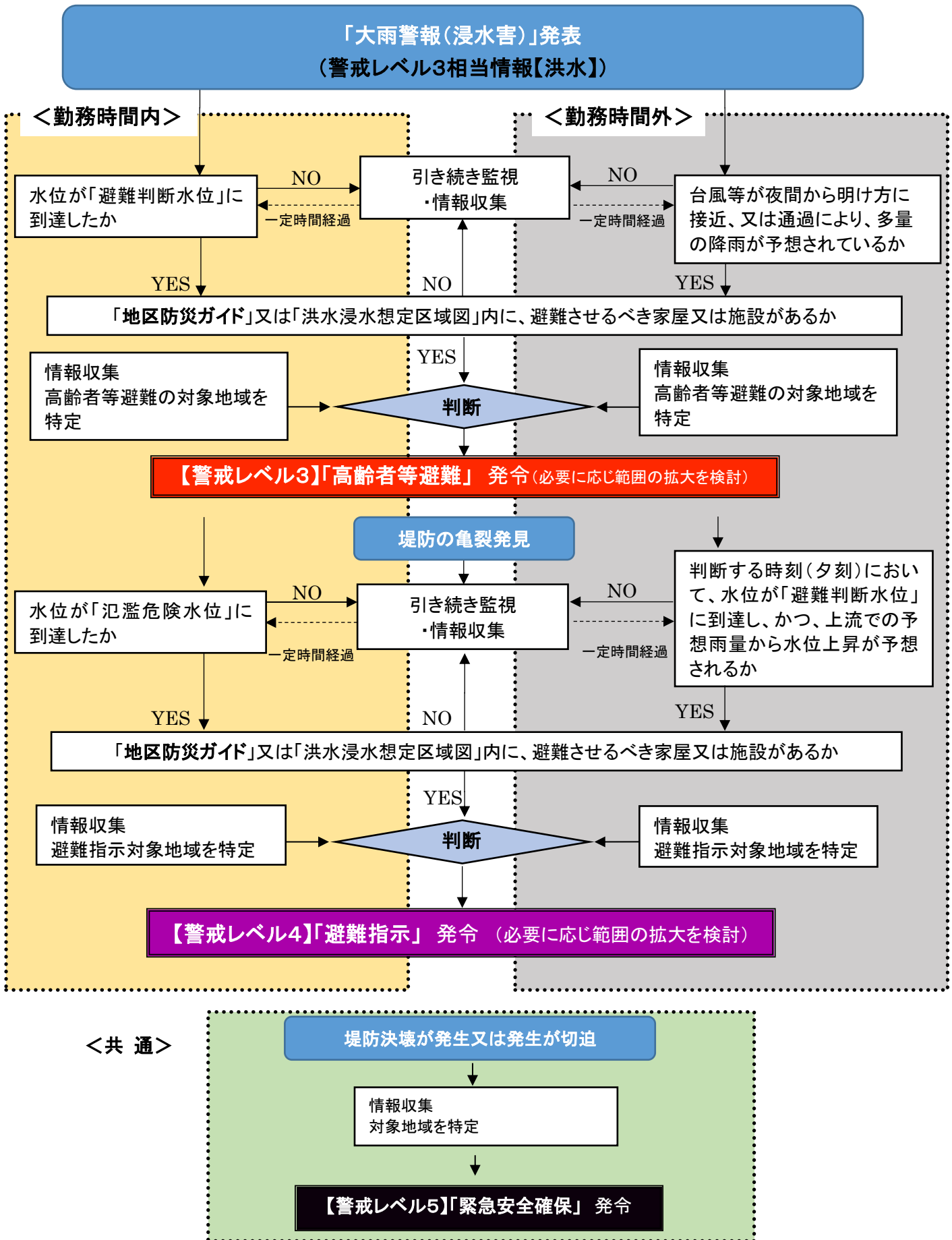
地区：〇〇地区

避難場所：〇〇小学校、〇〇会館

理由：〇〇川氾濫のおそれ

備考：〇〇地区の洪水浸水想定区域にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

【主な災害対応】
 防災体制の確立、避難場所の開設準備
 災害情報の収集、現地パトロール 等



卷末資料Ⅱ 「主要水位・雨量観測所一覧」

【洪水予報河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位	堤防天端高	所管事業所
石狩川水系	石狩川	篠路	2.90m	4.60m	4.90m	5.31m	7.90m	札幌河川事務所
札幌新川水系	新川	天狗橋	5.29m	6.27m	7.32m	—	8.51m	北海道札幌建設管理部
石狩川水系	当別川	当別川下	6.30m	7.20m	7.40m	9.21m	9.25m	札幌河川事務所

【水位周知河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防天端高	所管事業所
石狩川水系	当別川	樺戸	13.25m	13.66m	14.58m	15.84m	北海道札幌建設管理部

【その他小河川】

水系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防天端高	所管事業所
浜益川水系	浜益川	浜益	4.44m	—	5.84m	—	北海道札幌建設管理部

水系	河川名	水位観測所	高齢者等避難	避難指示	堤防天端高	所管事業所
幌川水系	幌川	幌橋橋台	—	2.50m	—	北海道札幌建設管理部
群別川水系	群別川	—	—	—	—	
濃昼川水系	濃昼川	濃昼橋橋脚	—	2.30m	—	
厚田川水系	厚田川	厚田橋下	2.50m	3.00m	—	
		開運橋	5.94m	6.82m	—	
望来川水系	望来川	望来河口橋護岸	—	1.40m	—	
正利冠川水系	正利冠川	—	—	—	—	
石狩川水系	知津狩川	知津狩新橋橋脚	—	2.80m	—	
知津狩川水系	旧知津狩川	知津狩橋橋台	—	1.40m	—	

沿 革

平成28年	3月	作 成
平成28年	4月	一部修正
平成29年	4月	一部修正
平成31年	3月	一部修正
令和 1年	6月	一部修正
令和 3年	3月	一部修正
令和 3年	6月	一部修正
令和 4年	6月	一部修正
令和 5年	4月	一部修正
令和 6年	4月	一部修正
令和 8年	3月	一部修正